

## 1 1 サンチュ

### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- サンチュは、道央、道北でハウス栽培などが行われている。品種は「チマサンチュ」などである。
- 標準的な窒素施肥量は20kgN/10aである。  
作付回数が増えるにつれて作土の硝酸態窒素、リン酸及び塩基類が蓄積する場合は多いので、土壌診断を実施し、これに基づき施肥の適正化や土壌の改良に努める。  
周年被覆型ハウスでは塩類集積の恐れがあるので、塩類集積回避型肥料への転換を図る。なお、土壌の塩類濃度が高い場合はとうもろこし・麦類などの作物を無肥料栽培し、必要に応じて搬出する。  
たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・理化学性などの改善）を図り、その際同時に適正な化学肥料の減肥対応を行う。  
心土破碎など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病害虫防除では、適正な輪作、生物農薬、光反射性マルチの利用を進めるとともに、近紫外線カットフィルム、防虫ネットの利用などの対策も行う。  
また、連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。  
雑草対策として、マルチ栽培および手取り除草などにより除草剤の使用を削減する。

### ◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 4 t/10a（ハウス）施用。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または前作、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 天然物質由来農薬利用技術 土壌還元消毒技術 熱利用土壌消毒技術 光利用技術 被覆栽培技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

### ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

## 1 2 チンゲンサイ [ハウス・露地]

### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- チンゲンサイは、全道的に栽培されており、作型は早春まきハウス、夏秋まきハウス、雨よけが主であるが露地栽培も見られる。品種は「青帝」「青美」「ニイハオ新1号」「笑陽」「冬賞味」などが多く栽培されている。
- 標準的な窒素施肥量はハウス15kgN/10a程度、露地16kgN/10a程度である。作付回数が増えるにつれて作土の硝酸態窒素、リン酸及び塩基類が蓄積する場合は多いので、土壌診断を実施し、これに基づき施肥の適正化や土壌の改良に努める。周年被覆型ハウスでは塩類集積の恐れがあるので、塩類集積回避型肥料への転換を図る。なお、土壌の塩類濃度が高い場合はとうもろこし、麦類などの緑肥作物を無肥料栽培し、必要に応じ搬出すること。たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・理化学性などの改善）を図り、その際同時に適正な化学肥料の減肥対応を行う。心土破砕など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病虫害防除では、適正な輪作、生物農薬の利用を進めるとともに、ハウスでは近紫外線カットフィルム、防虫ネットなどで覆う。また、露地では不織布、防虫ネットの利用、コナガの発生予察システム及びモニタリングによる効率的防除の実施などの対策を行う。連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。雑草対策として、マルチ栽培、機械および手取り除草などにより除草剤の使用を削減する。

### ◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 2 t/10a以上または 4 t/10a（ハウス）施用。 前作物の後作緑肥、休閒緑肥または前作、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 抵抗性品種栽培・台木利用技術 天然物質由来農薬利用技術 光利用技術 被覆栽培技術 フェロモン剤利用技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。また、病虫害防除所および農業試験場が提供する病虫害発生予察情報を活用することが適当である。

### ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

### 1 3 モロヘイヤ

#### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- モロヘイヤは上川支庁管内をはじめ各地で小規模に栽培されている。作型はハウス栽培で、品種は「バハリ」が中心である。
- 標準的な窒素施肥量は15kgN/10a程度である。  
作付回数が増えるにつれて作土の硝酸態窒素、リン酸及び塩基類が蓄積する場合は多いので、土壌診断を実施し、これに基づき施肥の適正化や土壌の改良に努める。  
周年被覆型ハウスでは塩類集積の恐れがあるので、塩類集積回避型肥料への転換を図る。なお、土壌の塩類濃度が高い場合はとうもろこし・麦類などの作物を無肥料栽培し、必要に応じて搬出する。  
たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・理化学性などの改善）を図り、その際同時に適正な化学肥料の減肥対応を行う。  
心土破砕など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病虫害防除では、適正輪作、近紫外線カットフィルム、防虫ネット、光反射性マルチの利用などの対策を行う。  
また、連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。  
雑草対策として、マルチ栽培、機械および手取り除草などにより除草剤の使用を削減する。

#### ◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 4 t/10a施用。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または前作、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 天然物質由来農薬利用技術 光利用技術 被覆栽培技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

#### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

#### ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

## 1 4 みずな

### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- みずなは伊達市をはじめ旭川近郊や大都市周辺で栽培されており、近年全道各地で栽培が増加傾向にある。作型はハウス栽培とトンネル早熟栽培、露地栽培がある。品種は「京みぞれ」「早生はりはり605」などである。
- 標準的な窒素施肥量は12kgN/10a程度である。作付回数が増えるにつれて作土の硝酸態窒素、リン酸及び塩基類が蓄積する場合は多いので、土壌診断を実施し、これに基づき施肥の適正化や土壌の改良に努める。周年被覆型ハウスでは塩類集積の恐れがあるので、塩類集積回避型肥料への転換を図る。なお、土壌の塩類濃度が高い場合はとうもろこし、麦類などの緑肥作物を無肥料栽培し、必要に応じ搬出する。たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性の改善）を図り、その際同時に適正な化学肥料の減肥対応を行う。心土破碎など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病虫害防除では、適正輪作、生物農薬の利用、ハウスでは近紫外線カットフィルム、防虫ネットなどで覆う。露地では不織布、防虫ネットの利用などの対策を行う。また、連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。雑草対策として、マルチ栽培、機械および手取り除草などにより除草剤の使用を削減する。

### ◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 4 t/10a施用（ハウス）、たい肥 2 t/10a以上施用（トンネル、露地）。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または前作、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 天然物質由来農薬利用技術 光利用技術 被覆栽培技術 フェロモン剤利用技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。また、病虫害防除所および農業試験場が提供する病虫害発生予察情報を活用することが適当である。

### ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

## 15 しろな

### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- しろなは旭川地方を中心に栽培されている。作型はハウスでの雨よけ栽培が主体で、一部加温ハウスでの冬期輪作品目として導入されているほか、露地栽培もある。品種は「4月しろな」「大阪しろな」などがある。
- 標準的な窒素施肥量は12kgN/10a程度である。  
作付回数が増えるにつれて作土の硝酸態窒素、リン酸及び塩基類が蓄積する場合は多いので、土壌診断を実施し、これに基づき施肥の適正化や土壌の改良に努める。  
周年被覆型ハウスでは塩類集積の恐れがあるので、塩類集積回避型肥料への転換を図る。なお、土壌の塩類濃度が高い場合はとうもろこし・麦類などの作物を無肥料栽培し、必要に応じて搬出する。  
たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・理化学性などの改善）を図り、その際同時に適正な化学肥料の減肥対応を行う。  
心土破碎など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病虫害防除では、適正輪作、生物農薬の利用を進めるとともに、ハウスでは近紫外線カットフィルム、防虫ネットなどで覆う。  
露地では不織布、防虫ネットの利用コナガの発生予察システム及びモニタリングによる効率的防除の実施などの対策を行う。  
また、連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。  
雑草対策として、機械および手取り除草などにより除草剤の使用を削減する。

### ◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 2 t/10a以上（露地）または 4 t/10a（ハウス）施用。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または前作、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 天然物質由来農薬利用技術 光利用技術 被覆栽培技術 フェロモン剤利用技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。  
また、病虫害防除所および農業試験場が提供する病虫害発生予察情報を活用することが適当である。

### ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

## 1 6 タアサイ

### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- タアサイは旭川市での栽培が大半で、作型はハウス栽培、品種は「緑葉2号」が中心である。
- 標準的な窒素施肥量は16kgN/10a程度である。  
作付回数が増えるにつれて作土の硝酸態窒素、リン酸及び塩基類が蓄積する場合は多いので、土壌診断を実施し、これに基づき施肥の適正化や土壌の改良に努める。  
周年被覆型ハウスでは塩類集積の恐れがあるので、塩類集積回避型肥料への転換を図る。なお、土壌の塩類濃度が高い場合はとうもろこし・麦類などの作物を無肥料栽培し、必要に応じて搬出する。  
たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・理化学性などの改善）を図り、その際同時に適正な化学肥料の減肥対応を行う。  
心土破碎など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病虫害防除では、適正輪作、生物農薬の利用を進めるとともに、近紫外線カットフィルム、防虫ネットの利用などにより、侵入害虫対策も行う。  
また、連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。  
雑草対策として、マルチ栽培や手取り除草などにより除草剤の使用を削減する。

### ◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥2t/10a以上（露地）または4t/10a（ハウス）施用。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または前作、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 天然物質由来農薬利用技術 光利用技術 被覆栽培技術 フェロモン剤利用技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

### ウ その他の事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

## 1.7 にんにく

### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- にんにくは栽培面積が減少しており、現在の栽培地は道東の北見市（旧常呂町）の他、渡島・檜山・後志支庁管内の一部である。作型は露地栽培で、品種は青果用は「寒地系ホワイト六片種」が、加工用には在来種も用いられている。
- 施肥標準の窒素施肥量は18kgN/10aであり、定植年の基肥に10kgN/10a、融雪直後の分肥に8kgN/10aを施用する。  
作付回数が増えるにつれて作土のリン酸や塩基類が蓄積するので、土壌診断を実施し、これに基づき施肥の適正化や土壌の改良に努める。  
たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・理化学性などの改善）を図り、その際同時に適正な化学肥料の減肥対応を行う。  
心土破碎など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病虫害防除では、適正輪作、健全種球の使用、生物農薬の利用を進めるとともに、ウイルス媒介アブラムシ対策として光反射性マルチを利用する。  
また、連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。  
雑草対策として、マルチ栽培や機械および手取り除草などにより除草剤の使用を削減する。

### ◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥2t/10a以上。 前作、または後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 天然物質由来農薬利用技術 光利用技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

### ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

## 18-1 あさつき [ハウス]

### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- あさつき（ハウス）は道南で栽培され、作型はハウス早春どりである。品種は「在来種」である。
- 窒素施肥量の目安は基肥、分施合わせておおむね30kgN/10a程度である。作付回数が増えるにつれて作土の硝酸態窒素、リン酸、塩基類が蓄積する場合があるので、土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。周年被覆型ハウスでは塩類集積の恐れがあるので、塩類集積回避型肥料への転換を図る。なお、土壌の塩類濃度が高い場合はとうもろこし・麦類などの作物を無肥料栽培し、必要に応じ搬出する。  
たい肥の施用や休閑・後作緑肥の導入による土壌の健全化(物理性・化学性などの改善)を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。  
深耕や心土破砕などで耕盤層を破砕し、十分な根域を確保する。
- 病虫害防除では、適正輪作、近紫外線カットフィルム利用や防虫ネット利用などにより病虫害の発生を可能な限り抑制し、化学合成農薬の使用を削減する。  
また、連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。  
雑草対策では手取り除草を行い、除草剤の使用を削減する。

### ◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区分	技術名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 4 t/10a。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または前作、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	生物農薬利用技術 天然物質由来農薬利用技術 土壌還元消毒技術 熱利用土壌消毒技術 光利用技術 被覆栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である

### ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。



## 18-2 あさつき〔露地〕

### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- あさつき（露地）は道南で栽培され、作型は露地春どりである。品種は「在来種」である。
- 窒素施肥量の目安は基肥、分施合わせておおむね30kgN/10a程度である。作付回数が増えるにつれて作土のリン酸、塩基類が蓄積する場合があるので、土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。たい肥の施用や休閑・後作緑肥の導入による土壌の健全化(物理性・化学性などの改善)を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。心土破砕などで耕盤層を破砕し、十分な根域を確保する。
- 病虫害防除では、適正輪作、不織布や防虫ネットによる被覆栽培などにより病虫害の発生を可能な限り抑制し、化学合成農薬の使用を削減する。また、連作障害回避のために緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。雑草対策では、機械および手取り除草を行い、除草剤の利用を削減する。

### ◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 2 t/10a以上。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または前作、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 天然物質由来農薬利用技術 被覆栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である

### ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

## 19-1 小ねぎ [ハウス]

### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- 小ねぎ（ハウス）は道南、道央および道北で栽培され、作型は春夏まき（ハウス）である。品種は「わかさま」「NSS-3号」「NSS-15号」「京香」などである。
- 標準的な窒素施肥量は18kgN/10aである。  
作付回数が増えるにつれて作土の硝酸態窒素、リン酸、塩基類が蓄積する場合があるので、土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。  
周年被覆型ハウスでは塩類集積の恐れがあるので、塩類集積回避型肥料への転換を図る。なお、土壌の塩類濃度が高い場合はとうもろこし・麦類などの作物を無肥料栽培し、必要に応じ搬出する。  
たい肥の施用や休閒・後作緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性などの改善）を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。  
深耕や心土破砕などで耕盤層を破砕し、十分な根域を確保する。
- 病害虫対策として、適正輪作、ネギアザミウマモニタリング、近紫外線カットフィルムの利用や開口部を防虫ネットで覆う。  
物理的土壌消毒（土壌還元など）の実施により、病害虫の発生を可能な限り抑制し、化学合成農薬の使用を削減する。  
また、連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。  
雑草対策では、マルチ栽培および手取り除草を導入し、除草剤の使用を削減する。

### ◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 4 t/10a。 前作物の後作緑肥、休閒緑肥または前作、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	生物農薬利用技術 天然物質由来農薬利用技術 土壌還元消毒技術 熱利用土壌消毒技術 光利用技術 被覆栽培技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

### ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

## 19-2 小ねぎ [露地]

### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- 小ねぎ（露地）は道南、道央および道北で栽培され、作型は春夏まき（露地）である。品種は「わかさま」「NSS-15号」「京香」などである。
- 標準的な窒素施肥量は18kgN/10aである。  
作付回数が増えるにつれて作土のリン酸、塩基類が蓄積する場合があるので、土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。  
たい肥の施用や休閑・後作緑肥の導入による土壌の健全化(物理性・化学性などの改善)を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。  
心土破砕などで耕盤層を破砕し、十分な根域を確保する。
- 病虫害対策として、適正輪作、ネギアザミウマモニタリングの実施により、病虫害の発生を可能な限り抑制し、化学合成農薬の使用を削減する。  
また、連作障害回避のために緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。  
雑草対策では、機械および手取り除草を導入し、除草剤の使用を削減する。

### ◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 2 t/10a以上。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または前作、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 天然物質由来農薬利用技術 被覆栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である

### ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

## 20 チコリ

### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- チコリ（露地）は道南および道北で栽培され、作型は初夏まきである。品種は「ホワイト」「レッド」などである。
- 標準的な窒素施肥量は5 kgN/10aである。  
作付回数が増えるにつれて作土のリン酸、塩基類が蓄積する場合があるので、土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。  
たい肥の施用や休閑・後作緑肥の導入による土壌の健全化(物理性・化学性などの改善)を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。  
心土破砕などで耕盤層を破砕し、十分な根域を確保する。
- 病虫害防除では、適正輪作、機械除草などにより無農薬栽培を行う。  
雑草対策では、機械および手取り除草により除草剤を使用しない。

### ◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 2 t/10a以上。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または前作、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 天然物質由来農薬利用技術 被覆栽培技術	無農薬栽培を実施する。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である

### ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

## 2 1 エンサイ（\*空心菜）

### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- エンサイは、主に道央、道南および道北で栽培され、作型は半促成（ハウス・マルチ）などの移植または直播栽培が主体である。品種は「ワイドエンサイ」「エンサイ」などである。
- 基肥窒素施肥量の目安は10kgN/10a程度で、有機質肥料や肥効調節型肥料を組み合わせる。追肥の目安は15kgN/10a程度で、基肥窒素量、草勢、収穫期間、収穫量などを十分に考慮し、適切に行う。  
作付回数が増えるにつれて作土の硝酸態窒素、リン酸及び塩基類が蓄積するケースが多いので、土壌診断を実施し、これに基づき施肥の適正化や土壌の改良に努める。  
また、周年被覆型ハウスでは塩類集積の恐れがあるので、塩類集積回避型肥料への転換を図る。  
たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性などの改善）を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。  
心土破碎など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病虫害対策では、適正な輪作を行うとともに、被覆栽培（近紫外線カットフィルム、防虫ネット、トンネルなど）、アブラムシ対策として光反射性マルチの利用、生物農薬の利用、対抗植物の導入などにより病虫害の発生を可能な限り抑制し、化学合成農薬の使用を削減する。  
雑草対策では、マルチ栽培や機械および手取り除草により除草剤の使用を削減する。

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 4 t / 10 a。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 天然物質由来農薬利用技術 土壌還元消毒技術 熱利用土壌消毒技術 光利用技術 被覆栽培技術 フェロモン剤利用技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

### ウ その他の事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

※空心菜（クウシンサイ）は大阪府和泉市「和泉菜園」の登録商標のため、無断使用（記載）を禁じられている。

## 2 2 ふき（ラワンブキ）

### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- ふきは、主に加工用として道東を中心に栽培され、作型は露地普通栽培などである。品種は、野生の秋田大フキで、採種をして育苗を行う。定植後は株養成をして収穫する。
- 窒素施肥量の目安は株養成期間をとおして25kgN/10a程度で、基肥は有機質肥料や肥効調節型肥料を組み合わせ、追肥は、収穫期間、収穫量、草勢に応じ適切に行う。たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性などの改善）を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。心土破碎など排水対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病虫害対策では、適正な輪作を行うとともに、生物農薬の利用、アブラムシ類やハエ類対策として光反射材や防虫ネットを利用する。雑草対策では、機械および手取り除草により除草剤の使用を削減する。

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術	たい肥 2 t /10 a 以上。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 天然物質由来農薬利用技術 光利用技術 被覆栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

### ウ その他の事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。